

答 申 書

令和元年10月10日

室蘭市公営企業管理者

水道部長 高 木 康 様

室蘭市上下水道審議会

会長 永 井 真 也



室蘭市上下水道審議会は、令和元年7月31日付で水道料金の改定についての諮問を受け、水道事業を取り巻く厳しい現状や今後の施設整備計画、財政収支の見通し及びこれらを踏まえた水道料金改定の必要性、料金改定率、料金体系などについて、慎重に調査・審議し、意見の集約を行いました。

その結果を以下のとおり答申します。

1 水道料金改定の必要性について

料金収入の減少、水道施設の老朽化に伴う漏水対策や耐震化も合わせた老朽化施設更新の必要性、今後の財政収支見通しにおける経営状況の悪化等、本市水道事業の現状を考慮すれば、水道料金の改定はやむを得ないと考える。

2 料金改定の時期及び料金算定期間について

料金改定年度の違いによる収支状況等を比較、検討した結果、料金改定時期を令和2年4月とすること、及び料金算定期間を令和2年度から令和6年度の5ヵ年とすることは妥当である。

3 改定率、料金体系及び料金表案について

改定率については、水道施設の目標耐用年数の設定による更新期間の延長及びダウンサイジングにより、水道施設更新費用の抑制と平準化に取り組んでいる中でも約20%の平均改定率となるものであり、当該改定率による改定はやむを得ないと考える。

また、別表の料金体系及び料金表案については、使用水量の少ない使用者、大口使用者双方の負担額増の抑制に配慮したものとなっており、同表による負担はやむを得ないと考える。

4 附帯意見

今後、次の事項について適切な対応をとられたい。

(1) 料金改定の必要性和家計等に及ぼす影響について使用者から理解を得られるよう、十分な周知、説明を行うこと。

とりわけ、企業などの大口使用者については、予算の確保等、経営面での影響が大きく、また、価格への転嫁が難しい業種もあることを踏まえ、丁寧な説明を行うこと。

(2) 料金改定に関して使用者の理解を得るには、地方公営企業としての経営改善努力を示していく必要がある。

これまでも、有効率向上のための漏水防止対策、未収金対策を講じているところであるが、これらの対策を推進し、財政基盤の強化に取り組むこと。

別表

【 家事用 】

基本料金		従量料金 (1 m ³)			
口径 (mm)	金額	1~8	9~15	16~25	26以上
13, 20, 25	1,000	15	150	165	190
40	4,000				
50	5,400				
75	7,500				
100	8,800				
150	13,500				
200	17,600				

【 家事用以外 】

基本料金		従量料金 (1 m ³)				
口径 (mm)	金額	1~10	11~30	31~50	51~100	101以上
13, 20, 25	2,600	30	190	240	300	345
40	6,200					
50	8,200					
75	14,600					
100	22,200					
150	28,200					
200	37,200					

(備考)

※ 1か月の使用水量が8 m³以下の場合「家事用」を適用 (室蘭市給水料金表上の用途別区分適用規程による)

【 浴場用 】

基本料金 (100 m ³ まで)		従量料金 (1 m ³)
口径 (mm)	金額	101以上
13, 20, 25	5,280	53
40		
50		
75		
100		
150		
200		